

J Rハイキング造成モデル事業実施要領（山陰本線・播但線）

1 事業の概要

（1）目的

J R山陰本線（竹野～居組間に限る。）又はJ R播但線（竹田～生野間に限る。）の駅を起終点とし、J R山陰本線又はJ R播但線利用者を対象にしたガイド付きハイキングツアー造成を支援し、同線の魅力向上及び利用拡大を図る。

（2）事業内容

J Rハイキング造成モデル事業取組を行う事業者や地域団体等に対し、支援を実施する。

（3）補助対象期間

～令和7年3月31日

※ただし、審査会（令和6年8月開催予定）までに完了する事業は対象外

（4）補助金の額

1申請あたり100千円以内

※千円未満の端数切り捨て

（5）補助対象経費

J R山陰本線（竹野～居組間に限る。）又はJ R播但線（竹田～生野間に限る。）の駅を起終点とし、J R山陰本線又はJ R播但線利用者を対象にしたガイド付きハイキングツアー造成に必要な経費

（企画経費、広報費、交通費・旅費、ガイド依頼経費・謝金、施設入館料等、商品の調達費、資材費、通信料、賃料、リース料、その他会長が必要と認める経費）

※ただし、食糧費、備品購入費は対象外とする。

（注）審査会において承認された取組に要する経費であれば、審査会の結果（採択）通知の日から補助金の交付決定日までに発注、納品又は支払いが行われている経費も補助の対象とする。

（6）事業の流れ

- ① 必要書類の作成
- ② 但馬地域鉄道利便性向上対策協議会に提出
→ 審査会を開催（書面審査）後、審査結果の通知
- ③ 申請書等の作成
→ 受理後、交付決定
- ④ 事業の実施
- ⑤ 実績報告書、補助金請求書の提出
→ 受理後、内容確認のうえ補助金の支払い

2 補助事業の対象となる団体

J R 山陰本線の竹野駅～居組駅又は J R 播但線の竹田駅～生野駅間の駅を起終点とし、沿線の地域資源を活かした新たなツーリズムを創出するガイド付きハイキングツアーを造成・実施する事業者、地域活動団体等で、以下の要件を全て満たすものとする。

(団体の場合)

- ① 規約や代表者を定めていること。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体又は法人でないこと。
- ③ その他、公共の福祉に反する活動を行う団体又は法人でないこと。

3 補助対象事業

(1) 補助対象となる事業

J R 山陰本線の竹野駅～居組駅又は J R 播但線の竹田駅～生野駅間の駅で事業を展開し、沿線の地域資源を活かした新たなツーリズムを創出するガイド付きハイキングツアー造成を実施する事業者、地域活動団体等の取組を支援することにより、同線の魅力向上及び利用拡大を図る。

(2) 補助対象としない事業

次のいずれかに該当する事業は、補助対象外とする。

- ① 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - ② 反社会的な活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
 - ③ 本事業と同一（又は一部同一）の内容で、兵庫県（以下「県」という。）又は県の外郭団体から補助を受ける事業
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体又は法人でないこと。
 - ⑤ 国、県、市その他団体からの受託事業
- ※正しい報告が行われなかった場合や記載漏れが判明した場合は、採択後であっても採択を取り消す場合がある。

4 応募手続

(1) 応募

① 提出書類

- ・ 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 収支予算書（様式第 1 号別記）
- ・ 誓約書（様式第 1 号の 2（第 3 条関係））
- ・ J R ハイキング造成モデル事業計画書（山陰本線・播但線）（別紙 1）

※書類の様式は、県ホームページからダウンロード

② 募集期間

令和 6 年 7 月 29 日（月）～ 8 月 13 日（火）（必着）

③ 提出方法及び提出先

メール又は郵送にて受付する。
但馬地域鉄道利便性向上対策協議会
(但馬県民局県民躍動室地域振興課内)
住 所：〒668-0025 豊岡市幸町 7-11
メール：tajimakem@pref.hyogo.lg.jp
電 話：0796-23-1475

5 審査会の開催

(1) 実施日

令和6年8月予定

(2) 応募事業の採択

審査に基づく補助事業の採否（採択／不採択）および補助金額は、文書で通知する。

(3) 審査項目

以下の6つの審査項目ごとに、評価する。

① 事業内容

- ・ 動機・目的に明確性があり、事業に対する熱意、創意工夫等が見られる内容か。
- ・ 山陰本線・播但線の利用を拡大させる効果や、魅力向上に資する内容となっているか。
- ・ 行政が行う利用促進施策との連携の可能性を秘めているか。
- ・ 今後の成長や、横展開の可能性を秘めているか。

② 実現可能性・持続性

- ・ 事業内容やスケジュールは妥当か。
- ・ 事業実施に必要な資金・人材・代表者の経験・能力等を有しているか。

(4) 審査会の公開

非公開とする。

6 事業の実施、補助金の交付等

補助金に関する交付申請、交付の決定、交付、事業の変更、事業の報告、補助金の返還等については、別に定める令和6年度但馬地域鉄道利便性向上対策協議会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従って行う。

(1) 補助事業の広報

事業実施にあたって作成される広報媒体等（チラシやポスター、ホームページ、当日配布資料等）に、下記の例を参考に、補助金が活用されている旨の周知を必ず行うこと。

【記載例】

この事業は、JRハイキング造成モデル事業（山陰本線・播但線）による補助金を活用して実施しています。

(2) 実績報告

補助事業が完了した場合は、事業完了後 30 日以内または翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日に実績報告書を提出すること。

また、補助事業の適正な履行を確保するために、事業完了前にヒアリング調査や事業実施への立ち会いを実施する場合がある。

○提出書類

- ・補助事業実績報告書（様式第 8 号）
- ・JR ハイキング造成モデル事業実績報告書（山陰本線・播但線）（別紙 3）
- ・補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し
- ・その他参考となる資料

(3) 補助金の交付

- ① 補助事業実績報告書を審査、額の確定を行った後、請求に基づき指定口座へ振り込む。
- ② 必要と認められる場合は、補助決定額の 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）で概算払する。

○提出書類

- ・補助金請求書（様式第 10 号）
- ・補助金概算払請求書（様式第 10 号の 2）

(4) 補助金の返還

補助を受けた団体は、次に掲げる事項の一つに該当する場合は、既に交付した補助金の一部又は全部を但馬地域鉄道利便性向上対策協議会へ返還しなければならない。

- ① 交付要綱の規定に違反したとき
- ② 補助金を本事業以外の用途に使用したとき
- ③ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- ④ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ⑤ 暴力団であるとき など

8 その他

(1) 活動結果の公開

但馬地域で JR ハイキングや山陰本線・播但線の利用促進活動に取り組む団体間の交流を促進するとともに、当該事業による成果を広く発信するため、県ホームページ等で公開する。

(2) 関係書類の保管

補助を受けた団体は、補助金交付にかかる帳簿、収入及び支出についての証拠書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間（令和 11 年度まで）保存しなければならない。

(3) 取得物品等の処分の制限

補助を受けた団体が本事業を実施した結果、取得した物品等については、交付要綱に従い、一定の期間、処分が制限される。